

5年後見直しに係る検討について

資料2-2

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

平成30年7月30日開催
第36回子ども・子育て会議 資料1-2(抜粋)

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1~3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平成二四年八月二二日法律第六六号)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【4】	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【5】	・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
③ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【8】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
④ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【9】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
⑤ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【10】	・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

①及び②は法律の改正が必要な項目 ③～⑤は政省令等の改正が必要な項目

【 】内の数字は、本資料のページ番号に対応

項目	根拠法令等
⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置【11】	・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)
⑦地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置【12】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条
⑧地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置【12】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条
⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)【12】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条
⑩小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)【12】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条
⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置【16】	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条

⑥～⑪は政省令等の改正が必要な項目

【 】内の数字は、本資料のページ番号に対応

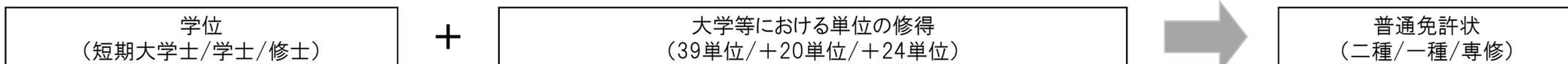
② 幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

【通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4, 320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ① 保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④ 上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

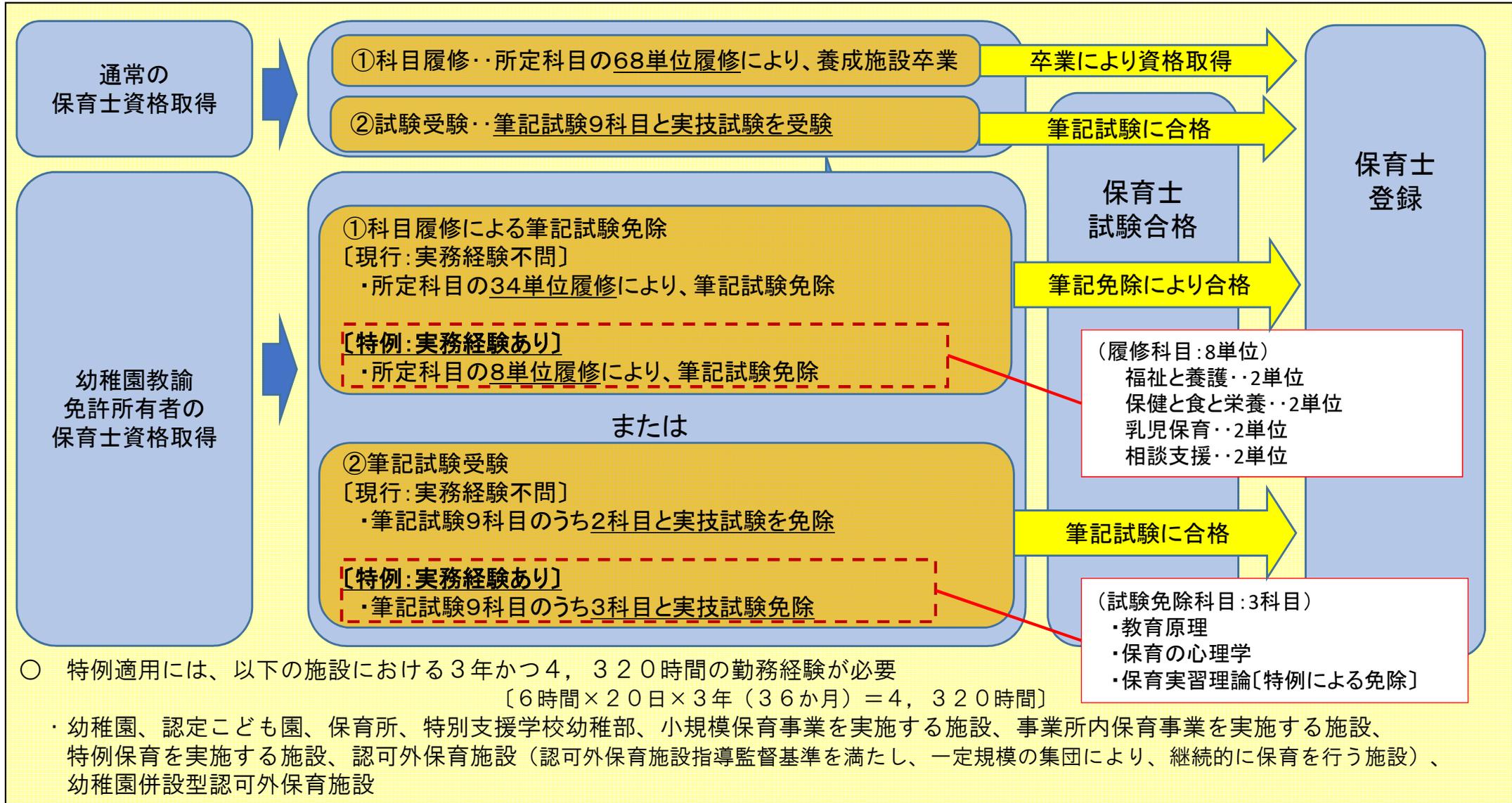
+

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 } 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 } 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 } 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。
 - ※幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有
 - ※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
〔6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間〕
- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、特例保育を実施する施設、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

- 特例制度を活用して円滑に保育士試験を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)
 - ・申請の手数料を2,400円に引き下げ
 - ・合格通知の発送を早期化
 - ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許及び保育士資格の保有割合

※各年度4月1日現在

保有資格\年度	人数		割合	
	H29年度	H28年度	H29年度	H28年度
両方保有	73,126	54,088	89.2%	87.8%
どちらか一方のみ保有	8,876	7,538	10.8%	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,272	2,104	2.8%	3.4%
保育士のみ	6,604	5,434	8.1%	8.8%
総数	82,002	61,626	100.0%	100.0%

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3,618	2,785